

ミクロネシア連邦 (Federated States of Micronesia)

通 信

I 監督機関等

1 運輸通信インフラ省 (TC&I)

Department of Transportation, Communications and Infrastructure

Tel.	+691 320 2865
URL	https://tci.gov.fm/
所在地	Palikir, Pohnpei, 96941 F. S. MICRONESIA
幹 部	Carlson D. Apis (大臣／Secretary)

所掌事務

1979年のミクロネシア連邦独立とともに、国内の運輸、電気通信等のインフラ整備を推進するために設立された。電気通信分野の施策は通信局 (Communication Division) が所掌し、以下の業務を実施している。

- ・周波数及び通信の統制及び許認可
- ・国内法令、国際電気通信連合 (ITU) 及び米国連邦通信委員会 (FCC) の基準に従った周波数の監理
- ・米国／ミクロネシア連邦合同電気通信委員会 (US/FSM Joint Telecommunication Board)、ITU、アジア・太平洋電気通信共同体 (APT) 等の国際機関の活動に、ミクロネシアを代表して参加

2 電気通信規制庁 (TRA)

Telecommunication Regulation Authority

Tel.	+691 320 2812
URL	https://tra.fm/
所在地	KSP Building, Second Floor, Main Street Kolonia, Pohnpei, 96941 F. S. MICRONESIA
幹 部	Takuro Akinaga (最高経営責任者／Chief Executive Officer)

所掌事務

2014年に成立した「2014年電気通信法」に基づき設立された独立規制機関。

電気通信事業者及びサービスの規制、事業者免許の発行、周波数の管理、通信市場の競争促進、他国の通信規制機関との連携を所掌事務とする。

Ⅱ 法令

2014 年電気通信法（FSM Telecommunications Act of 2014）

2014 年 4 月に成立。TRA の権限と義務及び特権について定めている。特に、市場競争を通じた電気通信サービスへのアクセス向上並びに低価格化を実現するための基準やガイドラインを策定する権限と義務を規定している。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

「2014 年電気通信法」第 329 項に基づき、設備事業者には固定通信、無線通信、国際通信等の種別を問わず、「個別免許（Individual License）」が、ISP 等の設備基盤を所有せずサービスを提供する事業者には「クラス免許（Individual Operating License）」が付与される。個別免許は認可制であり、免許期間は 20 年間を超えないとされる。他方、クラス免許は TRA への登録のみにより発効する。外資規制は存在しない。2024 年現在、個別免許事業者はミクロネシア連邦電気通信会社（Federated States of Micronesia Telecommunications Corporation : FSMTC）等の 7 事業者、クラス免許は 3 社に交付されている。

2 競争促進政策

市場自由化

「2014 年電気通信法」の施行により、それまで FSMTC が独占していた通信市場が自由化された。2019 年には光ファイバ網等の設備事業（国際海底ケーブル・ゲートウェイ含む）を行うミクロネシア連邦通信ケーブル会社（FSM Telecommunications Cable Corporation : FSMTCC）が、FSMTC の上下分離により設立され、FSMTC や Boom!等の新規参入事業者に接続サービスを提供することが可能となった。FSMTCC は 2020 年 4 月に承認された総額 3,080 万 USD の世界銀行の助成金を原資に推進されている「デジタル FSM プロジェクト」の中核として位置付けられている。

3 ICT 政策

デジタル FSM プロジェクト

デジタル FSM プロジェクトは 2020 年 4 月より世界銀行からの総額 3,080 万 USD の経済支援を受け開始された。ミクロネシア連邦のデジタル・インフラを強化し、国民に高品質で低コストなデジタルサービスへのアクセスを提供することを目的としている。特に、主要 4 島（コラスエ、チューク、ポンペイ、ヤップ）を除く島嶼でのデジタル接続性を強化し、政府のデジタルサービスの基盤を確立

することを目指している。プロジェクトの構成要素は以下のとおりである。

①国家デジタル接続インフラ：4 州の主要島に高速光ファイバ網を構築、それ以外の島嶼には 4G LTE 接続と衛星接続を提供

②デジタル政府プラットフォーム：政府業務の効率化を図るため、全国規模のデジタル政府戦略フレームワークを開発

③デジタル政府と経済のための環境整備：データ保護やプライバシーに関する法的枠組を整備、サイバーセキュリティ・プログラムを導入

IV 関連技術の動向

基準認証制度

「2014 年電気通信法」第 355 項「技術標準」により、TRA が通信ネットワークの相互接続に用いる機器並びに通信加入者が通信事業者のネットワークに接続する機器について技術標準を設定することができる。また、同法第 356 項「加入者機器標準」では、上記の技術標準に従わない通信機器の販売を禁止するとともに、その機器での通信ネットワークへの接続を禁止している。

V 事業の現状

1 固定電話

PSTN を介した固定電話市場は FSMTC の独占市場であるが、2020 年に新規参入した Boom! も固定電話事業の免許を付与されている。FSMTCC の設立以降、国内の銅線網が光ファイバ網へと次第に移行しており、VoIP への切替えが進展しているとされる。

2 移動体通信

移動体通信市場は FSMTC が独占してきたが、Boom! が 2024 年 2 月にヤップ州で 1.8GHz 帯を割り当てられ、移動体通信事業を開始する予定である。FSMTC は全国各所で 700MHz 帯、900MHz 帯及び 1.8GHz 帯を使用した移動体通信を提供しており、2G、3G 及び 4G サービスが利用可能である。

3 インターネット

有線でインターネット・サービスを提供している事業者は FSMTC と Boom! の 2 社である。FSMTC は全国で、主に DSL 接続を提供している一方、Boom! はヤップ州のみで光ファイバ接続を提供している。

衛星インターネットは 2020 年より設備事業者 Kacific が提供しているが、MCS Pohnpei も再販事業者としてポンペイ州でサービスを提供している。また LEO 衛星接続は米国のスターリンク（Starlink）が 2024 年 3 月に個別免許を取得、同時にサービスの提供を開始している。

なお、設備事業者の iSolutions 及びチューク公益事業会社、再販事業者の

PACSAT 及び FSMtech は 2024 年 8 月までに免許を取得しているが、サービスの提供には至っていない。

VI 運営体

ミクロネシア連邦電気通信会社（FSMTC）

Federated States of Micronesia Telecommunications Corporation

Tel.	+691 320 2740
URL	https://www.fsmtc.fm/
所在地	P.O Box 1210, Kolonia, Pohnpei, 96941 F. S. MICRONESIA
幹 部	Fredy S. Perman（最高経営責任者／CEO）

概要

1981 年に「1981 年ミクロネシア連邦電気通信会社法」に基づき、政府所有の公社として設立された。国内 4 州（コラスエ州、チューク州、ポンペイ州、ヤップ州）のすべてで、また、固定電話、移動電話、有線／無線インターネット、IPTV 等を提供する国内唯一のフルサービス・プロバイダである。2021 年よりチューク州、ポンペイ州、ヤップ州の一部地域で光ファイバ網接続によるブロードバンド・サービス「KABOOM」を開始している。

放 送

I 監督機関等

運輸通信インフラ省（TC&I）

（通信／I－1 の項参照）

所掌事務

TC&I は、ミクロネシア連邦の放送規制全般、及びすべての AM 局、FM 局、短波局、VHF 局、UHF 局に対する免許付与を所掌している。

II 法令

ミクロネシア連邦法典第 21 編（FSM Code Title 21）

第 5 章「承認された無線周波数の使用（Authorized Radio Frequency Usage）」により、免許対象、申請方法、免許期間及び免許料等が規定されている。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

放送事業の免許は「ミクロネシア法典第 21 編」第 5 章に基づき付与される。免許対象となる放送局は AM 局、FM 局、短波局、VHF 局、UHF 局であり、局の運営には TC&I に申請書を提出し、承認を得る必要がある。免許の有効期限は 1 年間である。

2 地上デジタル放送

2022 年に更新された ITU 作成の「地上デジタルテレビの移行状況 (Status of the Transition to Digital Terrestrial Television)」によれば、ミクロネシアでは地上デジタル放送は開始されておらず、アナログ停波予定や放送規格等も不明とされている。

Ⅳ 事業の現状

1 ラジオ

公共放送のミクロネシア連邦放送協会 (Federated States of Micronesia Broadcasting Association : FSMBA) がミクロネシア諸語と英語で 4 系統の放送を実施している。そのほかに、キリスト教系ラジオ局が 4 局存在するが私有事業者は 1 局のみである。

2 テレビ

ヤップ州の州営放送である WAAB-TV、ポンペイ州の民間放送 KPON TV、チューク州の民間放送 TTTK TV がそれぞれ州域放送を実施している。

3 衛星放送・ケーブルテレビ

ポンペイ州、チューク州、コラスエ州にそれぞれ 1 局ずつケーブルテレビ事業者が存在している。ケーブル網は FSMTC が提供しており、加入数はポンペイ州で約 1,000 件、コラスエ州で約 1,450 件とされている。

Ⅴ 運営体

ミクロネシア連邦放送協会 (FSMBA)

Federated States of Micronesia Broadcasting Association

所在地	Palikir Station, Pohnpei FM, Eastern Caroline Islands, 96941 F. S. MICRONESIA
-----	--

概要

ポンペイ州、チューク州、ヤップ州、コラスエ州の全 4 州が所有し、運営する公共ラジオ放送局。財源は各州からの拠出及び広告収入による。ミクロネシア諸語と英語で 4 系統の放送を実施している。

電 波

I 監督機関等

1 運輸通信インフラ省 (TC&I)

(通信／I－1の項参照)

2 電気通信規制庁 (TRA)

(通信／I－2の項参照)

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

TC&I 通信局が電波監理を所掌しており、以下の業務を実施する。

- ・周波数の使用承認
- ・周波数の割当て及び調整
- ・国家周波数計画の策定と管理

また、ITU や APT 等の国際機関との協働、自由貿易協定等に基づく規定の順守に加えて、ミクロネシアでは FCC の基準に従った周波数の監理を実施しているため、米国／ミクロネシア連邦合同電気通信委員会への積極的関与も重要な責務となる。

2 周波数免許

「ミクロネシア法典第 21 編」第 5 章「承認された無線周波数の使用」により、以下の周波数免許が指定されている。免許期間は総じて 1 年間であるが、衛星サービス免許のみ 8 年間とされている。

- ・アマチュア無線サービス免許
- ・放送サービス免許
- ・業務無線サービス免許
- ・航空無線サービス免許
- ・海事無線サービス免許
- ・通信サービス (Common Carrier Services) 免許
- ・固定無線サービス免許
- ・衛星サービス免許
- ・その他サービス免許

Ⅲ 周波数分配状況

周波数帯域ごとに、周波数免許に基づいた各種の無線通信サービスが割り当てられており、TC&I が周波数分配計画を策定し、公開している。

・周波数分配表 URL : <https://tra.fm/wp-content/uploads/2023/09/3.-FSM-NTFA-for-APA-consultation-2023-05-15-version-clean-003.pdf>